令和７年度～令和１１年度

第７期
地域福祉実践計画

～ともに生きる豊かな地域社会～

社会福祉法人
黒松内町社会福祉協議会

は じ め に

少子高齢化や人口減少が進む中、世帯構造についても高齢化や単身世帯の増加等、生活スタイルが多様化しています。

また、認知症高齢者の増加や地縁の脆弱化等、公的な制度だけでは対応できない生活問題が顕在化しています。

こうした中で、小地域における見守りや安否確認をはじめ、ボランティアなど社会資源を活用した生活支援の充実を図るとともに、地域生活課題を共有しながら、できるだけ身近な地域の中で解決できる仕組みづくりを関係機関と連携し推進してまいります。

また、地域の一人ひとりが、日々ともに支え合って、生活における楽しみや生きがいを見出し、生活上のさまざまな困難を抱えた場合でも、社会から孤立せず、安心してその人らしい生活を送る社会が大切であります。

その上で、第７期地域福祉実践計画の策定にあたっては、第６期地域福祉実践計画に言う地域共生社会の実現に向けて、住民・関係機関・行政と協働して課題を整理・評価して参りました。「ともに生きる豊かな地域社会」を目指し、地域住民が日々安心して暮らし続けられるように、役職員一同取り組んで参ります。

地域住民の皆様をはじめ、各種団体・関係機関など多くの皆様のご支援・ご協力を賜りますよう心からお願い申し上げます。

令和７年４月

社会福祉法人
黒松内町社会福祉協議会
会　長　津　田　利　幸

目　次

１．計画策定の趣旨 ･･･ １

１）地域福祉実践計画とは

２）計画策定の目的

３）計画の位置づけと背景

４）計画の期間

２．社会福祉協議会とは ･･･････････････････････････････････････ ３

１）事業内容

２）黒松内町社会福祉協議会組織図

３．基本目標と基本計画 ･･･････････････････････････････････････ ６

１）基本目標

２）基本計画

４．計画及び事業の体系 ･･･････････････････････････････････････ ７

５．年次計画書 ･･･ ８

基本計画１

住民一人ひとりの生活課題を受け止め、解決していくための体制づくり

基本計画２

黒松内の地域の課題を発見・共有し、解決していくための仕組みづくり

基本計画３

黒松内の地域づくりを主体的に担う人づくり

基本計画４

地域福祉推進のための組織づくり

６．計画策定の経過 ･･･ １４

７．策定委員会設置要綱 ･････････････････････････････････････ １６

８．策定委員会名簿 ･･･ １７

１．計画策定の趣旨

１）地域福祉実践計画とは

地域福祉実践計画は、社会福祉協議会（社協）が地域福祉の推進を図ることを目的とする団体としての役割と社会的責任を果たすために、今後の対応方針・活動方針を地域住民の皆さんに明らかにする計画です。

２）計画策定の目的

①黒松内の生活課題を共通に認識するとともに、福祉活動の目標について、お互いの役割分担や協力して行う活動が明らかになる。
②長期計画を策定することにより、地域福祉活動が体系的にすすめられる。
③住民の福祉活動の展開が明らかになることにより、町地域福祉計画への連携促進が図られる。
④住民の福祉活動が豊かに用意されることで、福祉サービスの総合化が進められる。

３）計画の位置づけと背景

人口減少とともに、高齢化・少子化が進行する中、景気・所得低迷の影響などにより、住民生活に様々な課題が生じています。

特に地域福祉を支える活動の担い手不足や地域でのつながりの希薄化なども指摘され、住民・行政・関係機関が連携・協働しながら「地域の福祉力」を高めていくことがこれまで以上に必要となっています。

住み慣れた地域で地域社会の一員として、自立した生活を送ることや、自分の意志で様々な社会活動に参加し、近所同士による「ちょっとした支え合いや見守り」ができるような地域づくりを進めるような取り組みが重要となります。

社協では、町地域福祉計画と連携をとりつつ、昨年度まで展開した「第６期地域福祉実践計画（令和２年度～令和６年度）」の課題を整理して、住民の目線に立った「第７期地域福祉実践計画」の策定に取り組みました。

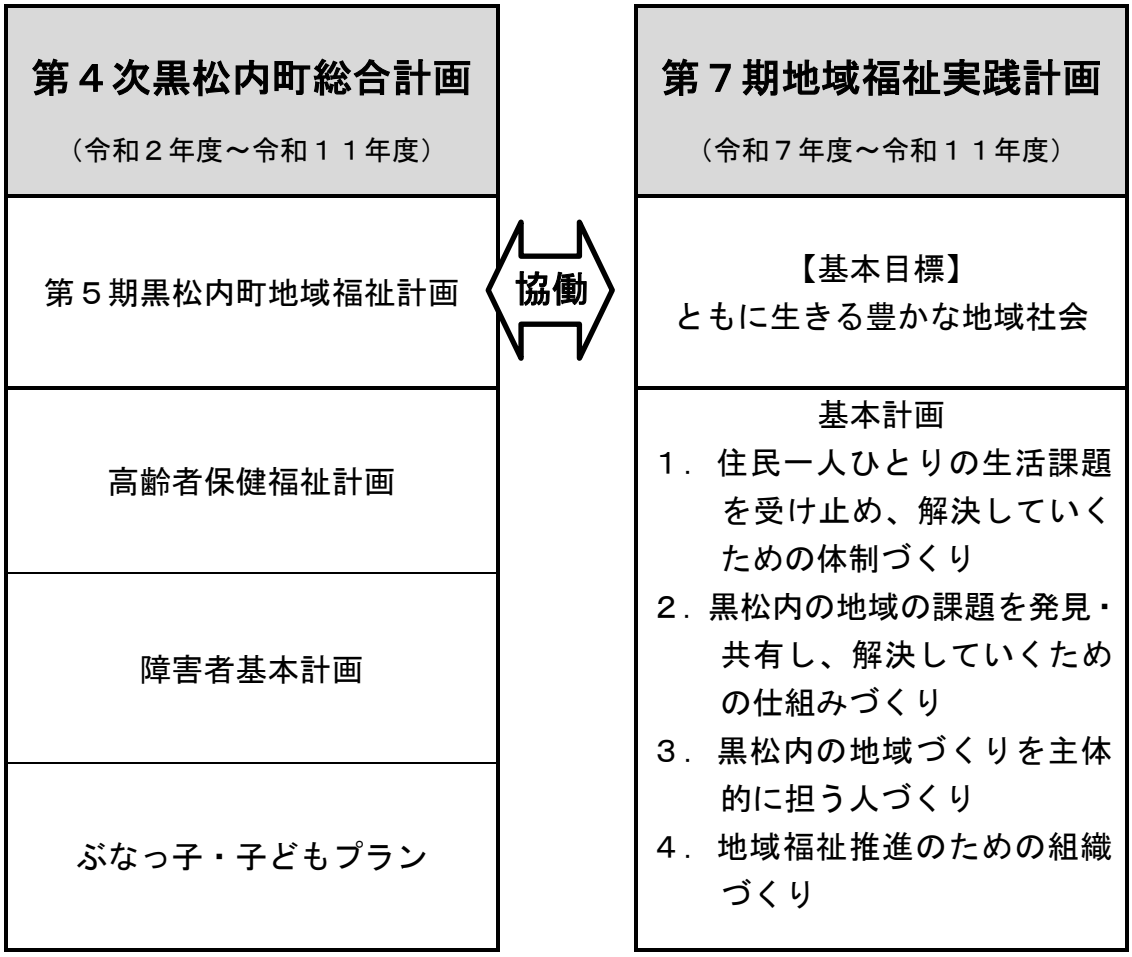

４）計画の期間

計画期間は、令和７年度から令和１１年度までの５年間とします。
ただし、計画期間中であっても、必要に応じて見直しを検討します。

	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
黒松内町 地域福祉計画	第４期計画					第５期計画				
黒松内町社協 地域福祉実践計画	第６期計画					第７期計画				

２．社会福祉協議会とは

社協は、地域福祉の増進を図ることを目的とする「社会福祉法」に位置付けられた民間団体です。

公共性、公益性の高い民間非営利団体で、住民主体の理念のもと誰もが安心して暮らせる福祉コミュニティづくりと地域福祉を推進する中心的な団体として位置されています。

１）事業内容

社協の事業は、「社会福祉法」において、以下のとおり規定されています。

- 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 前３つに掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発展を図るために必要な事業

「住み慣れた黒松内で、イキイキと家族や友人と暮らしたい。」これは皆さんの共通の願いです。こうした願いをかなえるために、お互いに支え合うことが必要です。

黒松内町では町民の皆さん一人ひとりが福祉のまちづくりの担い手であり、そしてサービスや支援の受け手でもあります。

社協は、町民一人ひとりの願いや想いに応える活動を積み重ねながら、安全・安心に生活できる「福祉のまちづくり」に積極的に取り組んでいます。

２）黒松内町社会福祉協議会組織図

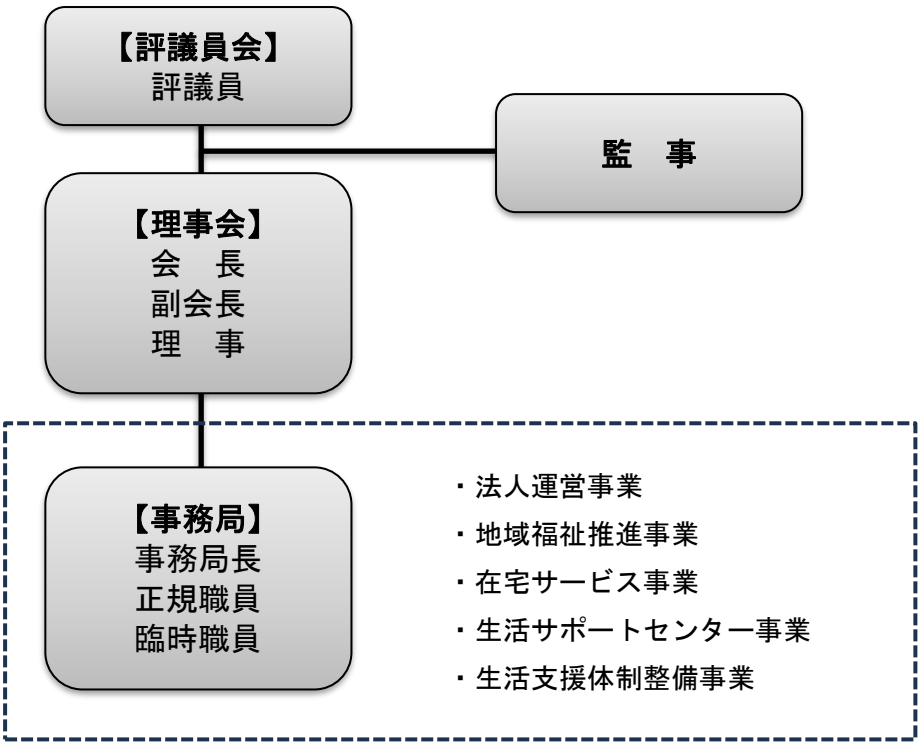

【法人運営事業】

１）法人運営のために会務の開催（評議員会、理事会、監事監査）
２）苦情解決体制の構築
３）役員研修会の実施
４）会員加入促進
５）社協だよりの発行
６）ホームページの運営

【地域福祉推進事業】

１）地域福祉実践計画の推進
２）地域福祉実践計画の策定
３）小地域ミニふれあい事業への助成・支援
４）住民主体のサロン等の推進・支援
５）ボランティア活動の普及、推進
６）ふれあいのまちづくり事業の推進
７）黒松内町社会福祉大会の開催
８）当事者団体への協力
　老人クラブ連合会、身体障害者福祉協会、子ども会育成連合会、
　サークル小鳥のうた、黒松内手話会
９）黒松内町社会募金委員会の組織運営

【在宅サービス事業】

１）移送サービス、ボランティア運送の実施
２）安否確認事業
３）除雪ボランティア、委託除雪事業の実施
４）緊急通報システム設置事業
５）低所得者支援事業

【生活サポートセンター事業】

１）成年後見に関する相談及び利用支援並びに成年後見人等の受任
２）成年後見制度の普及啓発
３）市民後見人の養成及び研修
４）生活困窮に関する相談及び関係機関との連携
５）成年後見制度等に関する関係機関との連携
６）日常生活自立支援事業の実施と支援
７）重層的支援体制整備事業に関する事業

【生活支援体制整備事業】

１）地域、住民ニーズ及び地域資源の把握
２）生活支援、介護予防サービスの資源開発
３）多様な関係主体間の定期的な情報共有及び連携、協働による取組の推進
４）地域ニーズとサービスのマッチング
５）コーディネーターの組織的な補完
６）地域ニーズの把握
７）企画、立案及び方針の協議
８）地域づくりにおける意識の統一
９）資源開発
10）情報共有及び連携強化

３．基本目標と基本計画

１）基本目標

町地域福祉計画と緊密な連携を図り、生活課題の把握と住民参加、利用者主体のサービスの実現、サービス総合化の確立、生活関連分野の連携等を強く意識し、そのための社会福祉事業の健全な発達、福祉サービスの適切な利用促進、地域福祉活動への住民参加の促進を図ります。

「ともに生きる豊かな地域社会」とは、一人ひとりの人格と個性が尊重されるとともに、人と人がつながりを持ちながら生き生きと暮らすことができる包摂的な地域社会を目指す、社協共通の目標です。

【基本目標】

「ともに生きる豊かな地域社会」

２）基本計画

基本目標をより具体化し、実現しやすくするために、次の４つの基本計画を柱にして推進します。

１．住民一人ひとりの生活課題を受け止め、解決していくための体制づくり

２．黒松内の地域の課題を発見・共有し、解決していくための仕組みづくり

３．黒松内の地域づくりを主体的に担う人づくり

４．地域福祉推進のための組織づくり

４．計画及び事業の体系

【基本目標】
ともに生きる豊かな地域社会

基本計画１
住民一人ひとりの生活課題を受け止め、解決していくための体制づくり

重点事業
①在宅福祉サービスの充実、推進
②相談機能強化と情報把握
③買い物、通院等に係る移動手段の支援
④権利擁護体制の推進
⑤生活困窮となった方への支援

基本計画２
黒松内の地域の課題を発見・共有し、解決していくための仕組みづくり

重点事業
⑥地域住民等と交流する場の確保、支援
⑦福祉関係団体に対する協力、支援
⑧地域活動に対する支援
⑨災害時における体制整備

基本計画３
黒松内の地域づくりを主体的に担う人づくり

重点事業
⑩ボランティアセンターの運営
⑪住民のボランティア意識の啓発
⑫生活支援体制整備事業の推進

基本計画４
地域福祉推進のための組織づくり

重点事業
⑬社協組織、事業運営体制の整備、強化
⑭身近な社協にするための情報提供

５．年次計画書

基本計画１

住民一人ひとりの生活課題を受け止め、解決していくための体制づくり

少子高齢化により、世帯環境等も大きく変化しています。単身世帯の増加や社会的孤立、生活困窮など複雑化した問題が明らかとなってきています。
今後も住み慣れた環境で安心して生活するために、福祉用具の貸出や安否確認サービス事業等を継続して実施してまいります。
また、移動手段の支援として移送サービス、ボランティア運送事業も継続して実施します。
生活サポートセンター事業では、成年後見制度等の権利擁護体制の推進も行います。
また、生活困窮となった方への支援では、経済的な困窮だけではなく、複雑・多様な問題を抱えている場合もあるため、行政など関係機関との連携強化を行います。

重点事業①　在宅福祉サービスの充実・推進　　○　継続　　◎　強化

実践項目		事業内容	年次計画（令和）				
			7	8	9	10	11
1	安否確認サービス事業の実施	独居高齢者へ訪問や電話での安否確認を行う	○	○	○	○	○
2	福祉用具の貸出	一時的な利用者に対し、車いす、杖、手すり等を無料で貸し出しをする	○	○	○	○	○
3	緊急通報装置設置事業の実施	高齢者宅へ、緊急時にボタンを押せば消防へつながる装置を設置する	○	○	○	○	○
4	除雪サービスの実施	自力で除雪することが困難な世帯へボランティア除雪や委託除雪を行う	○	○	○	○	○
5	重層的支援体制整備事業に関する事業	複合化・複雑化した支援ニーズに対応するために様々な機関と協働し、支援体制を構築する	○	○	○	○	○

重点事業②　相談機能強化と情報把握

実践項目		事業内容	年次計画（令和）				
			7	8	9	10	11
1	総合相談の実施	総合相談窓口を設置し、日常生活やサービス等の困りごとの相談に応じる	◎	◎	◎	◎	◎
2	地域ケア会議や民生委員児童委員協議会への参加	地域ケア会議や民生委員児童委員協議会等への参加を通して、住民や専門職等からの情報の把握に努める	○	○	○	○	○

重点事業③　買い物、通院等に係る移動手段の支援

実　践　項　目		事　業　内　容	年次計画（令和）				
			7	8	9	10	11
1	在宅高齢者外出支援事業の実施	安否確認サービスの利用者を対象に買い物支援やボランティアとの交流を行う	○	○	○	○	○
2	送迎サービスの実施	移送サービスやボランティア運送では、利用登録者の通院等の送迎を行う	○	○	○	○	○

重点事業④　権利擁護体制の推進

実　践　項　目		事　業　内　容	年次計画（令和）				
			7	8	9	10	11
1	成年後見制度の利用推進	制度利用に関する相談・支援・周知活動等を行う	○	○	○	○	○
2	日常生活自立支援事業の推進	判断能力のある高齢者・障がい者の方等を対象とした福祉サービスの利用援助や金銭管理等を行う	○	○	○	○	○

重点事業⑤　生活困窮となった方への支援

実　践　項　目		事　業　内　容	年次計画（令和）				
			7	8	9	10	11
1	愛情銀行貸付事業の周知、貸付	生活が困窮している方へ、一時的な生活費や運転免許取得費用の貸し付けをする	○	○	○	○	○
2	生活福祉資金貸付事業の周知、貸付	道社協から受託し、低所得者・障がい者・高齢者世帯等の貸し付けについて相談対応する	○	○	○	○	○
3	生活困窮者自立支援制度事業の実施	生活に困窮している方々の一次相談窓口として、関係機関と連携を図る	○	○	○	○	○

基本計画２

黒松内の地域の課題を発見・共有し、解決していくための仕組みづくり

住民相互による支え合い活動は、小地域活動ネットワークや各福祉団体等で活発に取り組まれていますが、地域行事への参加人数、会員数の減少が顕著であります。
そのため、各福祉団体等への助成や支援を行ってまいります。
ふれあいのまちづくり事業は年間を通して、福祉施設と地域住民の交流を行っており、施設と地域住民とのつながりを持つ機会となるため、今後も内容を見直しつつ継続して実施します。
災害時の体制整備としては、災害に関する知識を学ぶ機会をつくるため、防災に関する講習会を行います。

重点事業⑥　地域住民等と交流する場の確保・支援

実践項目		事業内容	年次計画（令和）				
			7	8	9	10	11
1	ふれあいのまちづくり事業の実施	共に支え合って暮らすことのできる地域づくりを目指し、感染症の状況をみて、福祉施設・地域住民・世代間の交流等を行う。	○	○	○	○	○
			実施内容について各施設と協議				
2	社会福祉大会の開催	福祉や福祉活動を知る機会、住民による福祉を推進するための大会を開催する	○	○	○	○	○
3	サロン活動の支援	地域でのふれあいや仲間づくりのきっかけとなるようサロン活動を支援する	○	○	○	○	○

重点事業⑦　福祉関係団体に対する協力・支援

実践項目		事業内容	年次計画（令和）				
			7	8	9	10	11
1	福祉団体の支援	老人クラブ連合会、身体障害者福祉協会、子ども会育成連合会、ボランティアサークル小鳥のうた、黒松内手話会といった当事者組織の事務局として支援をする	○	○	○	○	○

重点事業⑧　地域活動に対する支援

実践項目		事業内容	年次計画（令和）				
			7	8	9	10	11
1	小地域活動ネットワーク事業の実施	地域の見守りや助け合いにつながる活動をしている町内会に対し、その活動内容に応じた助成を行う	○	○	○	○	○
2	備品貸出事業の実施	地域交流を支援するためスカットボール、モルック等のレクリエーション器具等の貸し出しをする	○	○	○	○	○

重点事業⑨　災害時における体制整備

実　践　項　目		事　業　内　容	年次計画（令和）				
			7	8	9	10	11
1	防災に関する事業の実施	災害ボラティアセンターに関してマニュアルの更新や運営訓練の実施、防災に関する講習会を行う	◎	◎	◎	◎	◎
2	災害支援茂尾実基金の運用	災害発生時の基金の適切な運用を行う	○	○	○	○	○
3	社会募金委員会との連携	日赤の備蓄品の整備、共同募金の災害義援金の協力等を行う	○	○	○	○	○

基本計画３

黒松内の地域づくりを主体的に担う人づくり

誰もがボランティア活動できる地域社会、地域の「支え合う関係」や「つながりの再構築」を基盤に多様な主体が協働して地域生活課題の解決を目指し、あらゆる人の社会参加を推進します。
また、福祉学習の支援や研修会を実施し、住民に対してボランティア意識の啓発を行います。
生活支援体制整備事業では、生活支援コーディネーターによる地域における支え合い活動の仕組みづくりや社会資源の開発も強化してまいります。

重点事業⑩　ボランティアセンターの運営

実践項目		事業内容	年次計画（令和）				
			7	8	9	10	11
1	ボランティア運営委員会の開催	ボランティアセンターの適切な運営を管理、活動状況について協議する	○	○	○	○	○
2	ボランティアの調整、講習等の開催	ボランティアの調整、町内外で開催するボランティア研修会への参加やチームオレンジの講習等を行う	○	○	○	○	○
3	有償ボランティアの実施	有償ボランティア（くらしのサポーター）事業を実施する	○	○	○	○	○

重点事業⑪　住民のボランティア意識の啓発

実践項目		事業内容	年次計画（令和）				
			7	8	9	10	11
1	ボランティア活動の周知	ボランティア活動に関する広報誌やチラシの発行を行う	○	○	○	○	○
2	福祉学習へ協力	学校や団体等に車いすの使い方や認知症サポーターについて等の福祉学習への支援を行う	○	○	○	○	○

重点事業⑫　生活支援体制整備事業の推進

実践項目		事業内容	年次計画（令和）				
			7	8	9	10	11
1	協議体の設置と運営	協議体を設置・運営し、より良い地域づくりについて協議する	○	○	○	○	○
2	社会資源の把握と創出	多様な機関と情報共有・連携を図りながら、社会資源の把握や足りない資源の創出に努める	○	○	○	○	○

基本計画４

地域福祉推進のための組織づくり

社会福祉協議会は、社会福祉を目的とする事業を経営する者と、社会福祉に関する活動を行うものが参画する公益性の高い非営利・民間の福祉団体として、その使命を実現するために、組織や財政及び事務局体制の基盤強化と健全な運営を図ります。
共同募金・歳末助け合い募金では、人口減少や景気の低迷もあり募金額が減少している中、ご当地ピンバッジ作成など多彩な方法で、周知に努めていきます。
社協の情報提供として、広報誌の発行やホームページの運営を行っていきます。

重点事業⑬　社協組織、事業運営体制の整備・強化

実践項目		事業内容	年次計画（令和）				
			7	8	9	10	11
1	評議員会・理事会の開催	管理体制の強化、組織力向上、法人運営の充実を図る	○	○	○	○	○
2	監事監査の実施	透明性を持った運営を行うため、四半期毎の監事監査を実施する	○	○	○	○	○
3	地域福祉実践計画評価委員会の開催	地域福祉実践計画の進捗状況を評価する	○	○	○	○	○
4	役職員研修の実施	各種研修会への参加により、役員・職員の資質向上に努める	○	○	○	○	○
5	行政、福祉施設等関係機関との連携	福祉課題やニーズに、柔軟に対応するために各機関と連携を図る	○	○	○	○	○
6	共同募金、歳末助け合い募金の実施	募金運動を行い、地域福祉活動への有効な活用を図る	○	○	○	○	○
7	個人情報保護の徹底	個人情報の適切な取り扱いを徹底する	○	○	○	○	○
8	苦情解決システムの構築	適切な苦情解決に取り組み、組織の信頼性を高める	○	○	○	○	○

重点事業⑭　身近な社協にするための情報提供

実践項目		事業内容	年次計画（令和）				
			7	8	9	10	11
1	広報誌の発行	広報誌「社協だより」を発行し、社協活動等を周知する	○	○	○	○	○
2	ホームページ等の運営	社協活動を広く周知するため、ホームページやSNS等の運営を行う	◎	◎	◎	◎	◎
			SNSの運用について検討				

６．計画策定の経過

１）第７期地域福祉実践計画策定委員会

回　数	開催日	内　容
第１回	令和６年　７月１９日	実践計画策定の進め方 第６期地域福祉実践計画の評価について
第２回	令和６年１２月２３日	第７期地域福祉実践計画（素案）について
第３回	令和７年　２月１８日	第７期地域福祉実践計画（原案）について

２）研修会

開催日	内　容
令和６年　９月２４日	北海道社会福祉協議会より講師を招き、地域福祉実践計画策定の意義や道内での取り組み状況等についての研修を行った。

３）地域福祉実践計画評価委員会

回　数	開催日	内　容
第１回	令和３年３月　８日	年度毎に評価委員会を開催し、第６期地域福祉実践計画の実施項目について、実施状況や今後の方向性について評価を行う。評価内容を第７期地域福祉実践計画へ活用した。
第２回	令和４年３月２４日	
第３回	令和５年３月３０日	
第４回	令和６年３月２５日	

４）福祉アンケート調査

開催日	内　容
令和６年　８月～９月	地区の状況に精通している区長や民生委員を対象にアンケートを実施し、地域の生活課題等の把握の調査を行った。
令和６年１０月２７日	福祉大会の参加者へアンケートを実施し、手助けしてほしいこと等のニーズや意見の調査を行った。

５）黒松内町社会福祉協議会 理事会 評議員会

会　議	開催日	内　容
理事会	令和７年３月　７日	第７期地域福祉実践計画（原案）について
評議員会	令和７年３月１７日	第７期地域福祉実践計画（原案）について

【第７期地域福祉実践計画策定委員会】

７．第７期地域福祉実践計画策定委員会　設置要綱

（目的及び設置）

第１条　　令和７年度からの５カ年計画である第７期地域福祉実践計画の策定、又は変更に関し、町民各層の意見を反映させるため、第７期地域福祉実践計画策定委員会（以下「委員会」という）を設置する。

（所掌事項）

第２条　　委員会の所掌事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

（１）　地域福祉実践計画の調査及び研究に関すること

（２）　地域福祉実践計画の策定、又は変更に関すること

（３）　総合的な地域福祉の推進に関すること

（４）　その他目的達成に必要と認められる事項

（組　　織）

第３条　　委員会は、次に掲げる者のうちから委員１５名以内をもって組織する。

（１）　学識経験者

（２）　学校教育関係者

（３）　社会福祉施設関係者

（４）　福祉団体関係者

（５）　民生委員児童委員

（６）　町民団体関係者

（７）　その他黒松内町社会福祉協議会会長が必要と認める者

（任　　期）

第４条　　委員の任期は、令和６年６月２５日から令和７年３月３１日までとする。

（委員長及び副委員長）

第５条　　委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

２　委員長は委員会を代表し、会議の議長となる。

３　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

（事 務 局）

第６条　　委員会の事務局は、黒松内町社会福祉協議会に置き、その庶務を行う。

（そ の 他）

第７条　　この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が会議に諮って別に定める。

附　則

この要綱は、令和６年６月２５日から施行する。

８．第７期地域福祉実践計画策定委員　名簿

任期　　令和６年６月２５日～令和７年３月３１日

氏　　名	選出区分	備　考	氏　　名	選出区分	備　考
三 坂　　司	社協理事	委員長	土 肥　　薫	ボランティア活動者	
中 村　　昭	老人クラブ連合会長		井 澤　　寛	身障協会長	
柴 田　　綾	ぶなっ子クラブ代表		斉藤　和博	地域代表（９区）	
伊藤　睦美	学校教育関係者		内山　哲男	地域代表（角十）	
吉 田　　剛	緑ヶ丘ハイツ	副委員長	坂 口　　進	学識経験者	
嶋　　宏 志	湯の里・黒松内		森　　博 行	民生委員	
谷　　俊 樹	保健福祉課長		武田　洋子	民生委員	
佐々木なか子	女性会代表				

（順不同）

令和７年４月　発行

社会福祉法人 黒松内町社会福祉協議会

〒048-0101 寿都郡黒松内町字黒松内５８６番地１
黒松内町保健福祉センター内
TEL 0136-72-3124　FAX 0136-72-3838
HP https://kuro-shakyo.sakura.ne.jp/